

ナチズムと専門家

——フライブルク学派の対ナチ関係——

小野清美

1 はじめに

一九九〇年ブレア、ギデンス、ダーレンドルフなどの「第三の道」(社会民主主義による新自由主義の受容)以来、そして「北欧式新自由主義」という概念も登場している今日、再分配に比重を置く社民型政治観から新自由主義を批判するという構図は過去のものとなった。ドイツでもとくに再統一以降、大きくみて両者の収斂が進んでいると言える。戦後の五〇／六〇年代の高度成長の中で「安定成長法」(一九六七年)により完全雇用、安定的成長、価格水準の維持、貿易均衡を四本柱として定礎されたケインズ主義的路線が経済成長と民主主義を支え得たのは、戦争による大きな破壊・喪失を再建していく長い意味の戦後期の特殊な時代においてであった。^①その後の長期停滞をへて、グローバリズムと金融資本主義の席卷、成長の持続的低下、公的負債の増大などを背景に社会国家の軌道修正が不可避となるわけだが、この状況の中で、新自由主義のドイツ版とも言える「秩序自由主義」の研究が改めて活発になっていく。

世界恐慌後の政治的社会的経済的危機の中から誕生したドイツ新自由主義は、世紀転換期ごろからのヨーロッパ的な現象として国家と経済の絡み合い、社会的権力体によるフェアな業績競争の阻害、要するに彼らの当時の概念では「新封建主義」、今風に言えば「レントシーキング」

体制を問題にし、この状況へと帰着した一九世紀型資本主義でも、ソ連型計画経済でもない第三の道を追求する。すなわち、独占や特権のない、価格メカニズムが機能する競争的市場経済を目指す。同時に、国家による競争のルール・枠組みの設定、価格メカニズムと両立する「リベラルな国家介入」(教育的財政的支援を通じての市場法則に沿った適応促進の介入)をも要求する点、および一定の再配分(最低賃金制や論者によっては強度累進課税など)も含めて社会問題に対処しようとする点で、戦後のアングロサクソン型の市場原理主義とは異なる「古典的新自由主義」(権上)の「一類型である」^②。その提唱者たちは、亡命したW・レプケとA・リューストウは別として、フライブルク大学を主な拠点として活動し、その中核的メンバーは保守的市民層の対ナチ抵抗運動ともかわっていた。C・ディーツェとA・ランペ、W・オイケン、歴史家G・リッター、法学者F・ベームを中核グループとして、「ベッケラート研究会」などで戦後に向けて経済政策・構想を議論した多彩な人々と密接に関係している。経済学・経済政策の領域で論じられる時は「フライブルク学派」と括られることが多い。

そのグループ形成と思想形成の時期がナチ期と重なっているため、秩序自由主義の対ナチ関係の評価に関しては、特徴的な二つの立場が対立している。ナチズムとの対峙の中で形成された、いわば無垢の「もう一つのドイツ」の思想とみる立場と、権威的自由主義としてナチスに引き付け、あるいはナチスこそその思想形成の培養土だったとさえ見る立場^③である。もちろん秩序自由主義の研究は対ナチ関係を中心としているわけではなく、戦後の新自由主義の展開を背景とした思想的教義的研究が中心であり、その中で二〇〇〇年前後から特徴的な動向がみられる。すなわち、ドイツ社会的市場経済の新自由主義的な軌道修正・再編成を

背景にして、秩序自由主義は制度派経済学、規範的政治経済学（公共選
択論）と共通性をもつものとして捉え返され、ドイツ新自由主義と民主
主義との内在的な相互補完性が指摘されている。⁴ ユートピアニズム消
滅後のプラグマティズム思想の再評価（一九八〇／九〇年代以降の「デ
ューイ・ルネサンス」）とも軌を一にしており、トリアンドエラーか
ら主権者が学び過去の選択を軌道修正していくプロセスが重視されてい
る。この動向との取り組みは今後の課題とし、本稿ではいまなお未決の
前段の問題に限定したい。

フライブルク学派はナチ体制の中で専門家として積極的に発言しそ
の経済政策に影響を及ぼそうとした。彼らが専門家として体制と交錯し
た中心舞台は、一九四〇年一月に「ドイツ法アカデミー」の中に経済分
野のために新たに設置された「第四部門」である。これについても評価
は大きく分かれている。まず、「変装された反対派」とみる当事者（シ
ュメルダース・後述）やランペの娘クリスティーネの比較的以前からの
見解がある。これに対して、フライブルク学派からナチ経済政策への架
橋の場所だとするヘルプストをはじめ、ハーゼルバッハ、雨宮はナチ体
制・ナチズムと密接に関係づける。いわばその中間で経済思想家ヤン
センは、第四部門に「抵抗集団」を見ることには疑問を呈し、経済理論
のほとんどすべての代表が参加していた点で三六年に解散した社会政
策学会の事実上の後継者だったとする。同時に彼はヘルプストを批判し
て、フライブルク学派とナチ経済理論との懸隔は——いくつかの共通性
はあるものの——巨大でいかなる接点もないと強調した。⁵

ところで、これらの経済史的・経済思想的研究においては、「第四
部門」と抵抗運動との関係がほとんど考察されていないが、後述のよう
にその中心人物は市民的保守派の抵抗運動の中心人物でもあった。一

方、ダニエラ・リューターはH・モムゼンの下で書いた学位論文で、フ
ライブルク学派を七月二〇日に至る抵抗諸集団の経済構想との関係を中
心に検討した。その際、彼女は「新自由主義」や「秩序自由主義」の概
念をカッコにいれて「業績競争理論」「業績競争秩序」を中核に据える
方法をとる。そして、この業績競争理論によって、実に様々な保守革命
論者と学派や保守派の抵抗諸集団の共通性を論じるとともに、学派と抵
抗諸集団の経済思想・構想の密接な関係を主張する。業績競争思想こそ
が保守的抵抗諸派の「かすがい」だったというのである。この観点か
ら、第四部門は学派が「業績競争」思想を他の抵抗集団の経済政策構想
に媒介し普及する舞台だったと見做される。筆者もかつてE・J・ユン
グの近代批判やフェルキツシュ・ナシヨナリズムを克服した彼の到達点
と、また、クライザウ・クライスにおける近代批判や分権的有機的な社
会の建設という目標と、「秩序自由主義」との共通性を指摘したことが
ある。⁶ しかし、「業績競争」やそのための制度・手段はナチス（やその
他の権威主義的体制）とも各種の経済的自由主義とも結びつきうるもの
であり、この概念を軸にして、「自由主義」の拒絶を思想的核として
いたさままの保守革命論者との共通性を言い、ナチ・ダーウィニズム
（業績競争と淘汰）とフライブルク学派との「実質的な諸収斂」を指摘
するのは疑問である。学派の抵抗への道も主として「業績競争思想」の
プロパガンダが彼らにとつていかに重要だったかから説明され、ボンヘ
ッファーの委託をうけた「フライブルク覚書」（一九四三年一月完成）
におけるキリスト教的要素も、宛先（戦後の世界エキュメニズム会議）
に合わせたものだと思われるのである。⁷

本稿は、ナチ・レジームの経済政策にコミットしようとしたフライ
ブルク学派の経済専門家として活動を同時代の文脈にどう位置づけるの

かという、内外共になお未決の問題を、彼らの現実認識・思想における時期による変化に留意し、抵抗の動きをも背景に置きつつ、歴史的文献において捉える試みである。彼らの学術専門家としての体制への関係を中心とするので、その協働の制度たる「第四部門」における活動の時期までに限定したい。第四部門の活動やそれと重なっていた時期の学派的活動のなかに、戦後に「秩序自由主義」と呼ばれる思想へと熟していく、その出発点を見ることができよう。

2 アンビバレンス：協働への意欲と批判

フライブルク学派が専門家としてナチ・レジームと実際に制度的関係を持つのは、一九三九年である。しかし、危機の中から登場してくるこのグループは初めから実践的な志向を特徴としている。ワイマル中期にイタリア・ファシズムを初めて本格的に分析したのも、後にフライブルクの教授たちと密接に活動し、「フライブルク・クライス」に数えられることになるE・ベッケラートである。戦間期の経済危機と議会制民主主義の機能不全を背景にして彼は、一九二七年の『ファシズム国家の本質と生成』において、冷静な距離をとった分析をしつつも、ファシズムによる「最高に刺激的」な国家征服の諸段階とそのコーポラティズム的な経済再編に深い関心を寄せている。一九世紀的資本主義の行き詰まりのなかで「イタリアの実験は、ヨーロッパにとって最高に興味深い」と。詳細は省くが、特徴的なのは、彼が、この党と国家が融合した「一党制国家」に、一七／一八世紀の絶対主義との親和性、「絶対主義諸侯の国家と同様」の「典型的な福祉国家」を見ていることである。彼は、ヨーロッパの政治的経済的緊張がさらに増すなら、西洋の文化共同体の

中にそのような「ネオ絶対主義」が地歩を取り戻すこともありそうだと述べることもに、ファシスト党が闘争組織・統制機関から「純粋な教育施設」になっていく方向性を示唆した⁸⁾。その続きは一九三二年に論じられる。世界恐慌の影響が深刻化して最後の議会制内閣が労使妥協の不成立で崩壊し、大統領内閣期に入っていたこの時期に、ベッケラートは、オイケンらと同様に国家と経済の混合した（シュミットのいう弱い）「全体国家」の現状を批判して、利害関係者のエゴイズムの上に立つ国家と、経済を一定の原理により「憲法のなかにもたらす」「経済憲法の理念」が必要だと主張したのだが、イタリアをそうした経済憲法をもつヨーロッパで唯一の国だとした。西欧や中欧の高度資本主義諸国よりも遅れた「まさにイタリアでこの歩み（Schritt）がなされた」理由を、彼はファシズムによる一九二五年以来の「国家創造の実験」（国家による経済の掌握）に求め、一九二七年の労働憲章公布以後の「第二段階」において、イタリアは彼が予想していた方向へと実際に歩みだしていると言断したのである。「国家の権力が党に対してますます『客観化された』こと」が第二段階の特徴であり、そこには党を「支配の道具」から「大衆の政治的教育を指導するべき国家の補助機関にする意図」が示唆されている。「ファシズムはそのようにして時とともに「一党独裁の性格を脱ぎ捨てるだろう」と⁹⁾。

W・シヴェルプシュは、コーポラティズムへの注目とそれへの傾斜、国家統制主義、国家主義の台頭こそ、二〇年代末から三〇年代の「時代精神」の一つだったことを浮き彫りにしたが、ベッケラートもそうした時代精神を体現していた一人である。しかし、世紀末来の革新主義の流れをくむニューディーラーとは違い、彼の場合ずっと遡って、立憲君主制・自由な市場・制限選挙の時代の初期自由主義に思いを馳せ

ている。(イタリアがその実現をめざしているような——引用者)「国家形態と経済形態の一致は、ヨーロッパではリベラルな資本主義の自由な市場が少なくとも近似的に存在し、立憲君主制が所有者だけに政治的権力の行使を許す選挙法を備えていた限りで保証されていた」¹¹⁾。「大衆の国家への殺到」による国家と諸利害の錯綜を批判する権威的な議論であり、アプリアに国民(全体)ないし国家を想定している点で、(シュミットと同様の、その限りオイケンも共有していた)国家と社会の二元主義に立つドイツ的立憲主義の国家観が底流に流れており、そうしたドイツの保守的国家観を投影してファシズムを「ネオ絶対主義」「福祉国家」「教育独裁」という性格において捉えているのである。

ベッケラートがフライブルク学派を代表するわけではないが、一つの大きな傾向を表している。彼とは対極的に、W・レプケは一九三三年二月、ナチ権力掌握直後にナチズムの本質を、「理性、自由、人間性に対する「…」大衆蜂起」、まさに「自由主義に対する反乱」と鋭く批判した¹²⁾。レプケやA・リュストウは亡命するのだが、フライブルクの自由主義的教授たちも、一九三三/三三冬学期にリッターを中心に自由主義に関するリレー講義を行い、新学長ハイデガーのナチ路線に対しては、オイケンが評議員として、また法学・国家学部では秘密の反対派指導者の役回りを担って対峙した¹³⁾。オイケンはまだ一九三三年に、「オイケン同盟」(アルドルフを囲む集いで二〇年代半ばからオイケン夫妻が機関紙編集に携わっていた)がナチズムへのいかなる接近することも拒否した¹⁴⁾。学問と実践の結びつきを重視するフライブルクの自由主義的教授たちは、ナチ権力掌握以前から「フライブルク国民経済協会」という会員制組織を結成し、大学人、経済界、銀行界を対象とした地域での啓蒙講演活動を展開する。だが、はじめから当地のナチ当局との摩擦を

伴い、結局三七年春ごろ解散に追い込まれる。しかし、彼らにはまだ、ナチズムは市場経済と両立する「強い国家」に見えており、ランペも「学問の中立」を自明の前提としつつだが経済学の貢献をナチスに売り込んだ。

しかし、幻想を持ちつつも本質的な批判もなされている。この両面を典型的に示すのが、F・ベーム(一九三三年一月からフライブルク大講師)の一九三四年の論文「法と権力」である。彼は一方では、精神的創造の自由・政治権力は「全くの白紙委任全権だ」とした。だが、他方では、ナチズムの前に無力だった法実証主義を批判し、法学や哲学は共同体生活の究極の目的に関わる諸問題の研究に際してキリスト教の教義から出発すべきだと、学問の価値的立脚点を鮮明にした。そして、全能の権力の命令も「究極的な法規範による確証が必要であり」、「服従の義務は場合によつては自己の危険を冒しての不服従を必要とする」と主張したのである。当時、フライブルクの教授たちも活発に参加したバーデンの「告白戦線」は、三四年秋には「ドイツ的キリスト者」運動を解体に追い込んだ¹⁵⁾。

さて、このような彼らが、正面から国家の経済政策への参画の意志表示をするのは、一九三六年の四力年計画の公布をうけて、一九三六/三七年のことである。全四巻からなる叢書「経済の秩序」を刊行し、第一巻たるベームの『歴史的課題および法創造的業績としての経済の秩序』とその巻頭を飾ったオイケン、ベーム、グロスマン・デルト¹⁶⁾の連名になる叢書への緒論において、そのような姿勢が明確に打ち出された。ここでは行論との関係で必要な点のみを記しておきたい。

緒論「われわれの課題」は、専門知識に基づき諸利害から独立に客観的な判断を下しうる唯一の助言者として法学・国民経済学を押し出

し、「経済憲法」（「国民経済生活の秩序についての政治的な決定全体」という理念を掲げた。ベームの著書では、緒論で謳われた専門家としての課題がより具体的に描かれ、さらにレジームへの協働の足掛かりが示され、長期的観点からナチスの「世界観的ドグマ」とは別の世界観的根拠づけをこっそりと押しつけていくという自分たちの意図が示唆されている。ベームは私的権力形成（独占や労使双方の社会的権力）による第三者を犠牲にした市場支配と賃金の硬直性の克服、価格メカニズムの機能する市場経済秩序の実現を要求する。そのために一方では、国家による積極的な秩序政策が必要だとし、他方では、諸個人とくに企業家が集団的社会権力や国家の各種保護措置に依存することなく自己責任的に競争的過程にとどまり続けるような「経済モラル」を生み出す、国民的な教育運動が必要だと考える。おりしも国家経済諸当局が大きな権限を与えられた四力年計画下の「例外状態」は、その両方を前進させる好機と見えた。というのも、彼は眼前のナチ経済体制を間接・直接の制御方法が「組み合わされた経済体制」と捉えており、ナチ国家は「最終的決定をまだ留保している」と考えていたからである。

この将来を決する重要な時に、経済的専門家としてコミットしようとするフライブルク学派が念頭に置いていたのは、一九三六年一〇月に四力年計画の施行令によって設置された「帝国価格形成監理官」の制度である。ブリュニング政府期以来の「帝国価格監視官」（C・ゲルデラーが長）がより能動的な名称に変更されたこの官庁（J・ヴァグナーが長）の任務は、関係経済諸当局や軍、諸経済団体などとも連携しつつ四力年計画を価格政策的に遂行することである。その価格政策は、原価＋適正な利潤＝適正価格を基準とするもので、その限りで自由主義的市場経済の理にかなっていた。この「公正な価格」が、かつてのカルテル

体制の下では原価ぎりぎりの安値販売を強いられがちだった中小加工工業にも保証され、ナチ価格政策は、その限りで、広範な中小資本の利害にもかなっていたのである。価格形成監理官庁のそのような政策は、独占権力を批判し自立した経済人のフェアな競争と厚みのある社会的中間層の維持・形成をめざす学派の立場とも合致していたと言えよう。ベームはこの官庁を、見通せる期間「国家的市場指導」という任務に必要な全権をもつ唯一の機関だとし、これに依拠・協働しつつ、秩序づけられた競争的市場経済の実現に繋げようとしたのである。価格政策により戦時経済構築・生産力向上を目指したこの官庁では、後述のようにヨーク・フォン・ヴァルテンブルク（一九〇四～一九四四）が重要な役割を果たしていた。彼は三六年秋ヴァグナーに伴われてブレスラウからベルリンに來たのだが、まもなく自分の官庁を協働相手と名指して世間に打って出たフライブルク学派の業績競争理論に学んだとしてもなんら不思議ではない。

ナチ体制は公共事業・再軍備政策によって他の諸国より急速に失業克服に成功し、三六年夏には「超完全雇用」といわれる状態を達成した。価格形成監理官庁は同年一月にインフレを阻止するため、価格凍結令を布告しあらゆる財やサービスの価格引き上げを禁止した。この状況対応的な市場経済への介入措置は、利潤原理を排除せず、申請により認可される新たな価格にも利潤部分が含まれていた。ランペは、叢書刊行前後の文書において、ナチスが企業家機能に対する「業績賃金」として原価の完全カバリの原理を認めていることからして「市場的経済秩序と支配的世界観の両立可能性」を改めて主張した。その際手放しではなく、計画経済措置・強制経済措置が大きな比重を占めつつあると見ていたが、それは特別な課題（再軍備）のために隘路を突破していくための

ものだと考えた¹⁸⁾。

ところで、一般に国家統制主義が強まったこの時代に、国家の経済政策に対する専門家の直接的関与の制度化を要求する声はドイツに限られない。イギリスではケインズが一九二九年一月に「経済参謀」という概念を打ち出し、翌年一月彼を議長として政府に助言する「経済諮問会議」が設置され、その活動は助言を超えて計画の域へと変容していく¹⁹⁾。アメリカでも経済ジャーナリスト・エコノミストのW・リップマンが一九三四年の『自由の方法』において、議会に対抗して大統領を助けるべき、諸利害から独立の経済専門家からなる助言者機関を要求する。ベームも右の著書の中で、大きな変化の予測される非通常の時期には「諸当局の上に」あつて「参謀本部的な活動をする組織」が必要だと主張した。ランペが早くから諸当局に対して「国民経済学者の会議」を要求していたこと(後述)と合わせ、これはフライブルク学派の立場とみなしてよい。

ナチ体制への協力ではなく、ベームがその著書の中に慎重に埋め込んだように、いかかわしい世界観をかくぐつて長期的観点からあるべき経済秩序の構想・構築を模索するためである。その手がかり・萌芽が眼前の国家の中にあると考えた限り、彼らはこの当時ナチ国家に、諸利害に翻弄され機能麻痺に陥ったワイマル共和国と対照的な「強い国家」という幻想を持っていた。しかし、これはワイマル議会制民主主義Ⅱ福祉国家の自壊²⁰⁾の体験も冷めやらない特定の時代の文脈でのことであり、具体的な歴史的問題状況への反応である。諸利害の上に立つべき国家に教育効果が期待されているのも、すぐれて「教育国家」(G・リッター)だったドイツのプロテスタント君主国家以来のドイツ的国家思想の伝統が作用しているであろう。ベームだけでなく、ランペもまた、業績倫理

の教育、余暇の形成、達成された収穫から全体のための犠牲を払う用意(まじめな納税と経済を阻害しない税の強化)へむけての教育など、国家が社会教育のための十分な可能性をもっていると考えた²³⁾。さて、彼らの望んだ参謀本部的活動は、後述のように、ようやく一九三九年に経済省「教授委員会」において実現するかに見えたが、失望に終わる。リユーターはこの幻滅がフライブルク学派をしてレジームへの協力から反対派ひいては抵抗派へと比重を移させる転換点となったとするのだが²³⁾、それは単純に過ぎよう。早い時期の「告白戦線」によるナチ教会政策との闘いは措くとしても、転換は自覚的な抵抗の動きを含め一九三八年に始まっていた。

3 転換点一九三八年

一九三八年は何重もの意味で転換点をなす。フライブルクの教授たちとレジームの関係が大きく転換し始める。また、軍部の一部や「水曜会」(一八六三年創立の学術的講演を中心とする各界著名人の集まり)の中やオーバー・シュレジエンのクライザウにおいて保守的市民層の「謀反」の動きが生まれるのもこの年である。

一月九〜一〇日のいわゆる「帝国水晶の夜」に対する激しい憤りと恥の感覚を契機に、ランペがイニシアティブをとり、C・ディーツェ(前年にフライブルク大学に赴任)、オイケン、リッターや他の牧師・司祭十数名が「フライブルク宗教会議」を結成し、覚書「教会と世界」を発する。覚書はナチ人種主義を厳しく批判し、「神の命令の公然たる軽視と侵害」をなす権力に対して、その命令への「服従の拒否によって抵抗する義務」——ベームが四年前に述べた「不服従の義務」よりも格段

に強い——が信徒に訴えかけられた。²⁶⁾

イエナ在住だったベームももちろん(可能なときに)「宗教会議」に参加したが、彼個人においても、同じ一九三八年に降りかかった自身に対する訴訟を戦う過程で、ナチ国家への姿勢に原則的な転換が生じる。イエナ大学の教授たちの夕べの集まりで地域のナチ党大物の教授とユダヤ人の能力をめぐる論争が持ち上がり、ベームは名誉棄損と公務員の職務規律違反のかどでゲシュタポによって訴えられ、四〇年二月の第二審判決まで戦うことになる。この過程で彼は三八年一〇月、イエナの上級行政裁判所の懲戒処分部の長にあてた書状ではナチ人種主義を公然と批判し、「その世界観的根拠づけにすべての点で同意できない」と記した。また、別の手紙でも「キリスト教について類似の弾劾的評価がすでに始まっている」、「いつあれこれの偉大なドイツの精神的伝統が公式に異端と宣言され」葬られるかも知れないと述べ、現時点を、「急進化と不寛容」に直面するその都度に「抵抗」(ベーム自身が強調)がなされている時期だと特徴づけた。ローザーはこの数週間にベームがナチ体制への一切の共感を捨てて法治国家思想の決定的な擁護者になったこと、この転換は良心と宗教の自由の問題を核としていたことを指摘している。二審判決は一審有罪判決(官職罷免・強制休暇)を棄却、だが、公務からは遠ざけ休暇中とするもので、その後ベームが初めて教授に任用され得たのは終戦直前だった。²⁸⁾

訴訟のため、この間講師に向いていたライプツィツヒ商科大学も追われ、イエナに帰る前(三八年三月)に、ゲルデラーを訪問した。この時の対話からヒトラー排除の企図の匂いを感じ取り、その数か月後に抵抗活動についてより詳しく知っていたフライブルクの友人たち(ディーツェ、オイケン、ランペ)と話した時、そのことを初めてはつきり悟

ったという。²⁹⁾ このベームの言から、オイケンらがすでにそうした活動について知りうる人間関係を持っていたことが分かる。ベーム自身もヒトラー権力掌握後まもなく、エルンスト・フォン・ハルナック(神学者ハルナックの息子で社会民主党员、一九四四年九月逮捕、四五年三月処刑)とベルリン警察副所長フリーデンブルク(後のCDU連邦議会議員)が率いるベルリンの反対派グループと出会っており、²⁸⁾ 以来彼はハルナックとずっと交流をもち、相互に書いたものを送り合っていた。ハルナックはベームの一九三四年論文も送付され、これをまた周りに回したという。²⁹⁾

こうした個人的あるいは人間関係レベルだけでなく、公刊物でも前年の叢書段階からの論調の変化が見て取れる。一九三八年のオイケンの『国民経済学、何のためか』は、国民経済学が指導的役割を果たすべき「新しい時代」の始まりを唱えるのは同じだが、ナチ体制を含む現代諸国家の経済政策への危惧を鮮明にしている。もちろん、だからこそ「明瞭で合目的なゲームのルールを妥当させる経済憲法」の理念を深め仕上げる必要を主張することが主眼なのだが、オイケンがすでにこの段階で、ケインズ的あるいはそれに類した財政金融的経済政策に深い危惧を表し、いずれそれは破綻するだろうと見ていることに注目したい。すなわち、彼は、恐慌以来ここ一〇年各国で急速に発展した、科学を利用する景気政策、とくに完全雇用を目標とする財政政策とそれのための通貨政策・深い通貨介入を問題にし、そうした地球の全経済構造を変ええるほど大量現象になった市場規制は、統一的原理の欠如と長期的影響の軽視のために、個々の市場と全経済秩序に失敗をもたらす危険を伴っている。「ダイナミックな経済では景気後退は避けられない」のに、持続的には実現されえない完全雇用の目標を掲げて諸国家は最高に困難で責任の重

い課題を引き受けている、と。³⁰⁾

今日でこそ、ナチ経済はケインズ主義ではないという評価が通説となっている。赤字財政投資による経済始動後、市場経済のメカニズムを通じて景気浮揚を図るケインズ主義とは違い、ナチスでは価格メカニズムの停止をはじめ、市場経済メカニズムに代わる様々な国家的制御方法が考案され、しかも、戦争という国家目的のために、ケインズ主義なら景気拡大局面では国家負債削減に向かうべきところを、ナチスはまさに真逆の道を進んだ。³¹⁾しかし、この見解においても一見ケインズ主義的だったことも認められており、同時代の経済学者には、完全雇用政策を目指す赤字財政投資は、『一般理論』（一九三六年）出版後ケインズ主義の脈絡で捉えられたのは、むしろ当然であろう。実際、まさに一九三八年、再軍備のための信用拡張・赤字財政投資は国家財政の危機とインフレ脅威を招いていたのだが、資本の合理性を代表していたとされるシャハトを罷免して継続される。オイケンは公然と国家の公式経済路線を批判したと言えよう。彼は「リベラリスト」と烙印を押されて外国旅行の自由を奪われ、『国民経済学、何のためか』は初版の後発禁となった。³²⁾ちなみに、オイケンの変化と軌を一にして、アメリカの自由主義エコノミスト、リップマンもニューディール政策への姿勢を変化させる。当初これを支持していた彼は、まもなくローズヴェルトの強権的な方法をも政策の内容をも（全国産業復興法や農業調整法は独占を強化し国民全体を犠牲にしていると）批判するようになった。³³⁾彼の三七七年の著書『よい社会』は、一九世紀後半の自由主義の失敗を振り返りつつ、共産主義やファシズムの集団化された経済を批判しただけでなく、ニューディールの手法をいずれ人間の自由を抑圧することになる「漸進的なコレクティヴィズム」だと特徴づけた。³⁴⁾

オイケンはまだ、同じ三八年に「歴史主義の克服」を書き、かねてからと同様に「価値相対主義」を批判した。この「歴史主義」には、マルクス主義もディルタイ、ニーチェやその弟子たちも、発展思想、生への信仰、非合理主義で共通だとして、含められていることに注意せねばならない。オイケンはこちらの思潮によって推し進められた「価値相対主義」を批判し、法学と国民経済学は人間理性の変わらぬ論理構造、「法理念と真理の理念」と結びついた「精神的・倫理的な力」に立脚せねばならないと主張した。オイケンはいく。「歴史主義」の浸透以前にはすべての学問活動は、「人間が決して完全には達成できないが、しかし接近しうる目標」としての学問的真理へと方向づけられており、「真の認識に奉仕するのみならず、真の存在への道をも示した」。³⁵⁾

ところで、先の叢書の一つとして『課題としての競争』を刊行したL・ミクシュも、三八年に一定の変化を示している。彼は競争理論においてフライブルク学派に重要な貢献をしたが、思想的には例外的な人物である。辺境の民族的少数派として生育、一九二三年ナチ党入党、二五年に離党、オイケンの下で学位論文を書いた後経済ジャーナリストになる。ナチスのそれと同一ではないが反セム主義者であり、四三年に至るまでドイツ指導下のヨーロッパ大空間経済を支持する記事を書いた。「プロイセン的」伝統と結びつけてナチ国家を捉え、三七年までナチ経済の成功を確信していた。その彼も、三七／三八年に初めて疑念をもち、三八年二月の日記には、ナチ経済政策がとうに彼の秩序政策的観念に合致していないこと、ナチの細部と方法、とくにますますの大衆化とキリスト教の原則の完全な喪失には同意しえないと記したという。³⁶⁾

三八年にはまた、一九四四年七月二〇日に繋がる様々な反対派集団が生まれた。夏ごろから深まった開戦の危機や「フリッツ・ユグ危機」が

背景をなし、「水晶の夜」が拍車をかけた。本稿で重要なのは、ベルリン水曜会に集うプロイセン財務相J・ポーピッツを中心とするグループとクライザウ・クライスである。後者はその胚芽が三八年に現れ、一九四〇年初め頃には骨格が形成される。水曜会は一九三二／三三年以後、それまでの日常政治から距離をおく姿勢を著しく変えていた。ポーピッツは三三年四月二六日の講演で、ナチ権力掌握を「真の革命」としてヒトラーを称賛した。しかし、「国家」や「支配」についての観念はナチスとは本質的に異なっており、彼は三八年ユダヤ人ポグロムに抗議し任命者ゲーリングに辞任を申し出た。一月二三日の水曜会での彼の講演末尾からは体制に対する姿勢の決定的な変化が窺える。彼が中心となって三九年中に水曜会の少数の範囲でヒトラー排除の企てが始まり、翌年には外交官ハッセルも加わる。

これらの軍や社会の上層に属する人々の計画や構想、行動や方法は様々だが、全体として大衆民主主義の拒否や権威的な国家体制の構想、(ナチスのそれと同じではないが)ドイツの対外的な自己主張など、保守的な特徴はつとに指摘されている。次章で述べるように、一九三九年以降フライブルク学派が求めた専門家とレジームの協働の制度が実現するが、これを牽引し中心となった人物たちは抵抗運動の中心人物だった。彼らの学術的活動は抵抗運動とは直接的な関係を持たないとしても、水面下での抵抗活動の流れと関連づけられないわけにはいかない。個々の思想内容に立ち入る紙幅も準備もないが、ブラッハーも指摘する彼らの共通分母には留意しておきたい。すなわち、国民大多数からの孤立と家族・友人を危険にさらす怖れにもかかわらず、彼らに抵抗への一線を越えさせたのは、深い打撃を受けた良心に基づく個人としての道徳的決断だったということだ。

このような時代における個々人の思想や行動は時期によって注意深く見る必要がある。公的重責を担いつつ「陰謀」を推進した人物やナチ党歴を持つていたか、持ちつつも、反対派の側に身を置いていた経済学者たちの場合、あの体制の中で公式発言や検閲を受ける刊行物にナチ的語彙や言い回しがあっても、そのまま本人の思想だとは限らない。

4 ドイツ法アカデミー第四部門における活動

経済専門家としてレジームの経済政策へのコミットが制度的に実現したのは、ドイツ法アカデミーの「法研究部第四部門」においてだった。ドイツ法アカデミーとは、古参党员H・フランクによりバイエルン司法省のために設置されたものが、一九三四年七月の帝国法によって帝国機関に拡充された帝国公法団体である(初代総裁フランク)。ナチズムの観点からの法研究と法生活再編への協働を任務とし、その活動は初めから様々な大学・学部と結びつけられていたが、一九三七年に設置された「法研究部」が行政諸当局と学者との協働の中核をなす。その概要を見るために、後任のアカデミー総裁ティールク(帝国司法大臣)が一九四三年に創立後一〇年を総括して述べたところを見てみよう。彼によれば、アカデミーの実際的な任務は、排除された議会や議会委員会に代わって帝国諸当局の重要法案準備過程に専門家たちの学術的協力を確保することで、この任務は三六年一〇月二八日の帝国大臣・帝国官房府の布告によって確認された。ティールクはこの一〇年アカデミーが働いた重要な帝国法を列挙している。一九三五年のドイツゲマインデ条例、国防法、三六年の特許法、帝国税法、三七年のドイツ公務員法、株式法、三八年の青少年保護法、婚姻法、三九年の強制保険導入に関する

法などである。⁽⁴²⁾

問題の「第四部門」は、「法研究部」の中に経済領域のための新部門として四〇年一月に設置され、イェンス・イェッセン（一八九五—一九四四）によって組織される。

(1) 召集までの経緯

① 経済省「教授委員会」

リユーターは一九三九年秋に召集された経済省「教授委員会」を「第四部門の直接の前身」と見なしている。部門全体にはないが、一定範囲でそう言えよう。この委員会は、フライブルク学派がナチ官庁に初めて正式に参加したこと、およびそこで彼らと水曜会のポーピッツやイェッセンのグループとの繋がりができたことでも重要である。従来知られていなかったその設置の経緯をランペの文書を精査して明らかにしたのは、リユーターの功績である。

彼女によれば、それは従来想定されていたのとは違って教授側、しかもランペのイニシアティブに発する。ランペは一九三四年以来、ナチ法律家同盟、ナチ党指導部、国防軍の一部に「国民経済学者の会議」の招集を提案していたが実現しなかった。⁽⁴³⁾ 経済省教授委員会は同省参事官ヨーステンとの繋がりに実現する。ヨーステンは同省で当時は経済省主局Ⅳの中の「税制、国民経済・経済政策原則問題、外貨問題、通貨制度」担当部長だったが、国家のインフレ的信用創造を拒絶していた。彼はこの問題でランペと意見交換しており、ランペが一九三九年三月に、国民経済学者会議の招集提案を行ったのである。二か月後にも同じ提案をし、九月初めに、ヨーステンの部が属する主局Ⅳから「喫緊の諸問題」、「ドイツ経済の業績上昇」、「金融問題を含む資本市場の育成」

のために経済学者たちの協働を要請するという旨の招請状が発せられる。⁽⁴⁴⁾ 会議招集の正式の責任者は、経済大臣フンクによってイェッセンに委託されたようである。長くナチ党経済政策協働者であり、この当時はベルリン大学教授となっていたイェッセンは、同時期に前後してこの教授委員会と第四部門の召集の二つを委ねられたことになる。⁽⁴⁵⁾ 九月十四日に教授委員会設立会議が行われるが、準備段階で取り決められた委員会の人選範囲だけでなく委員会設置の狙いもランペの提案と影響に負っており、「大学教授の理論的実践的知識の有効活用」、「経済政策的措置の計画への学問の参与」が謳われた。⁽⁴⁶⁾

九月の設立会議の後、教授委員会は幾つかの鑑定書を書き、これらはヨーステンの要請で、一九三九年一月にランペとオイケンによって一つの総括的鑑定書にまとめられた。⁽⁴⁷⁾ 二月九日に経済大臣に提出されたこの鑑定書（戦時金融の源泉、不適切な方法および適切な戦時金融）に名を連ねたのはイェッセン、オイケン、ランペ、シュタツケルベルクを含む八名である。⁽⁴⁸⁾ 鑑定書はまず、国家が実質国民所得を国家目的に使用しうるのは「民間の業績意志と業績能力」を書さない範囲だとし、民生需要に再軍備需要と「厳格に同等のランク」を要求した。そして、信用拡張（貨幣創造）など、市場における財貨流通のしかるべき増大に裏付けられないあらゆるインフレ的戦時金融を拒否し、適切な戦時金融として公債と税のみを挙げた。⁽⁴⁹⁾ しかし、ヨーステンが推進力になって成立した総括的鑑定書は「秘密帝国事案」と分類され、経済省から何の応答もないまま無視されたのである。⁽⁵⁰⁾

ところで、この間、ポーピッツも自己の政策（小売税の導入）を基礎づけるためこの教授委員会を利用しようとし、実際にヨーステンはプロイセン財務省の会議のために教授たちを招集し、ポーピッツは満足の

いく成果を引き出した。リユーターが指摘するように、教授委員会はナチ多頭制の中で利用されたのであり、専門家集団のレジームに対する協働と反対のあいまいな境界を示している。⁵²⁾ともかくこの委員会で生じたイエッセン、ポーピッツとの結びつきが彼らをドイツ法アカデミー第四部門へ導くことになる。

② イエッセンという人物、「第四部門」召集以前のその活動

経済省教授委員会が設置されたのと同じ一九三九年に、ドイツ法アカデミー総裁フランクがイエッセンに委託し、四〇年一月一〇日「第四部門」が設置される（創立会合は一月二二～二四日）。イエッセンの職名は「事務局長」だが、実際の組織者であり、すべての研究部会に活発に参加した文字通りの中心人物である。彼は遅くとも三九年にはナチズムに距離をとり、大戦勃発前には最終的に離反したとされる。ポーピッツによつて一月二九日に初めて水曜会に招かれ、三九年末最初に「ヒトラー暗殺」を言い出した人物と言われる。⁵³⁾四四年七月二〇日の「ワルキューレ作戦」成功の暁に読み上げられるはずだった宣言文の草案を書くのは彼である。

イエッセンのナチスからの離反には個人的には二つの段階があるようだ。彼はキール大学のB・ハルムスの下で学位論文を書き、二七年にゲッティンゲン大学の法・国家学部の員外教授、三四年夏学期からキール大学教授（世界経済研究所長ハルムスとポーピッツの支援による）、三四年一〇月から世界経済研究所所長となる（職業官吏再建法による）、ユダヤ人教授追放に抗議して辞任したハルムスが後任に推薦）。一九三〇年頃ナチ党に入党し経済政策分野の研究活動に従事、ガウライター、B・ルスト（三四年から帝国文相）に信頼される。党中央の「経

済政策部局」でも学術的な協働をし、『国民経済学辞典』（一九三二年）に「ナチズム」の項目をはじめ多数の項目を書いた。ゲッティンゲン時代には、ユダヤ人物理学者の辞職を要求する「ゲッティンゲン講師の声明」に法学・国家学部教員でただ一人署名した。だが、三四年夏、文部省の大学局長J・ハウプト（ナチスドイツ大学同盟を作った人物）への批判を含む文書を文相ルストに送付したことが契機となり、ナチスとの関係で最初の転機を迎える。研究室と自宅が警察によつて強制捜査され、彼自身逮捕尋問されて強制的に休暇に追いやられた。⁵⁴⁾この悶着のあと同年一〇月にマールブルク大学に移り、翌年夏にベルリン商科大学に移った彼に、間もなく第二の転機が訪れる。彼は三五年末刊行の『民族と経済』という編著の中で、研究者は科学的にナチズムの理念・目標を評価できる、指導者原理は濫用されるべきでない⁵⁵⁾と述べたのだが、この書物がナチ党新聞に酷評され、出版社は全部数を引き上げイエッセン抜きの新版を企画した。強制休暇に付された彼は、ポーピッツの尽力で一九三六年にベルリン大学にポストを得たものの、党費を払っておらず、黨員証も紛失していたため政治的にも嫌疑をかけられ、三八年秋に文部省による調査が開始される。最終的にはポーピッツによる擁護などで職にとどめられたが、正式にゼミを担当できたのはようやく三九年二月からだ⁵⁶⁾。

この間、彼は政治的発言をせず学者・研究者として活動し、一九三七年からはベルリン大学国家学・統計学ゼミの法学部への改組に取り組んだ。この間三五年には、H・v・シュタツケルベルク（ケルン大学でベッケラートの助手をしていた）を、三八年には経営学教授M・ローマンをベルリンに呼び寄せた。シュタツケルベルク（一九三一年入党、三三年七月SS加入）も、すでにナチズムへの熱狂は冷めており、

イエッセンの影響下でナチスから距離をとるようになった⁵⁶。イエッセンは経済学者としてはすでに三七年頃からレジームの公式の経済路線に対して公然たる反対者になっており、完全雇用の後も継続される再軍備のための信用創造に倦むことなく学問的な形で警告していた⁵⁷。このようなイエッセンとドイツ法アカデミーを結びつけたのは、いわば文相ルストである。

すなわち、帝国文相は一九三五年と三七年の学制改革に対する意見表明と修正・補完の提案をドイツ法アカデミーに対して求め、同アカデミーはベルリン大学での学部改組・経済学教育の実績をもつイエッセンに、経済学者の提案をとりまとめるよう委託したのである。彼は数か月悩んだ後——「法研究部第三部門」の事務局長W・ランゲが何度も承諾するように警告——、三九年七月二十九日に第一回目の会合（シュメルダース、シュタツケルベルク、ホルスト・イエヒト、テオドア・ベステという経済学教授たちと文部省上級参事官カスパー）を召集した。第二回目は、翌年二月二三日に議長イエッセンの他に、シュタツケルベルク、シュメルダース、ヘロ・メラ、ベステ、および価格形成帝国監理官庁のヨーク・フォン・ヴァルテンブルク、経済省のハンス・ペーター、国民経済学者養成帝国委員会の代表、ディーデリヒス、ドイツ法アカデミーのW・ローヤルが参加して開かれた。これらの会議の結果をイエッセンが文書にまとめて同アカデミー総裁に送付し、後者がさらに六月に「学生の負担軽減のための提案」という文書にして、経済省に直接送付したのである。この文書には、六セメスターへの短縮、身体鍛錬を大学教育の枠から外すこと、一九三五年のルストの改革に反して法学講義の削減、「民族と人種」「民俗学」「在外ドイツ人」「先史」などの入門講義からの削減という提言が含まれていた。イエッセンら教授たちは、ナチ・

イデオロギーに基づく文部省の「反知性主義的」な教育改革を批判し、経済学教育・研究の学問的水準を擁護しようとしたと言えよう⁵⁸。

さて、注目すべきは、教授委員会や「法研究部第三部門」の枠内の活動の中で、第四部門およびその中で一九四一／四二年にナチ戦時経済の現状批判・戦後へ向けての提言をする主要メンバーが、すでにイエッセンの周りに揃っていることだ。シュタツケルベルク、ヨーク・フォン・ヴァルテンブルク、グンター・シュメルダース、ハンス・ペーター、テオドア・ベステがそれであり、ここにフライブルク学派とその周辺の人物（ベツケラート、E・プライザー）が加わる。経済省のH・ペーターは一九三三年以後の価値判断・方法論争でナチスの公式見解に明確な反対の立場をとり、三五年から三八年の間、政治的理由から教授任用が拒否されていた人物である⁵⁹。本稿最初の方で名を挙げた価格形成監理官庁の重要人物もいる。ヨーク・フォン・ヴァルテンブルク（以下ヨークと記）とシュメルダースはともに、多くの専門部局をもつこの当局の原則問題担当部に属していた。ヨークは周知のように、モルトケとともに三八年以降クライザウ・クライスの中核である。

あまり知られていない後者について簡単に記すと、彼は、一九二三年にベツケラートのゼミで、その後ベルリン大学で社会政策家ハインリヒ・ヘルクナーの下で学んだ経歴をもち、実務経験をへて、一九三四年プレスラウ大学に講師として赴任（前年入党⁶⁰）、三八年に同大学正教授、学部長、突然の徴兵をへて一九四〇年夏学期にケルン大学のベツケラートの講座に招聘され、また、同年友人ヨークを介して価格形成監理官庁の同じ原則問題担当部に学術審議官として配属された。正確な時期は記されていないが、ヨークによってクライザウ・クライスの協議に引き入れられ、経済政策・労働法の問題や財政問題に関するいくつかの討

議に参加する。謀反計画それ自体は知らされていなかった模様である。⁶¹⁾

ここで、「第四部門」の活動と時期的に全く重なっている抵抗の動きを一瞥しておこう。クライザウ・クライスでは四〇年後半には、モルトケやヨークを中心に基本情勢討議が行われ、一〇月には覚書「国家理論の基礎」、翌四一年四月には「出発状況、目標、課題」という同クライスの基本文書が作成される（いずれもモルトケ起草）。四二年からは数回の大きな会議が開かれていく。このグループはヒトラー後の構想を考えた思想集団という性格が勝り、その構想はユートピア的な倫理的社会主義の性格をもつとされている。しかし、内部は様々で、ヨークとシュメルダースは、モルトケの「社会主義的」基本スタンスと対立して市場経済原理の擁護者だった。⁶²⁾ 抵抗形態でも内部対立があり、七月二〇日に決起したのはヨーク、ゲルステンベルク、ヘフテンの三人だったが、最終的にはモルトケを含む八名が犠牲になる。⁶³⁾

イエッセンの属するポーピッツ・グループでは三九年末には新政府についての協議が持たれた。これにはゲルデラーやW・プランク（シュライヒャー内閣当時の国務次官）や後にはイエッセンも参加した。⁶⁴⁾ 四〇年一月から二月にかけては、ポーピッツらの集中的協議で「政府綱領」「暫定国家基本法」が作成される。彼らの主眼は国家としてのドイツをナチ支配から救うことにあり、法の侵害・ユダヤ人迫害を断罪するが、「民族共同体」の評価、対外的野心、民主主義への不信など保守的で時代的な制約があるものだった。⁶⁵⁾ ここではこの初期段階のクーデター計画について、受け入れ可能な講和まで戦争の続行を前提にしていたことのみを確認しておこう。保守的抵抗集団にとっても、講和交渉の地歩を強めヒトラー後のドイツ国家のために、国民経済の生産力向上や国家財政の問題はきわめて重要だからである。

両グループの意見交換は、対立も含みつつ四一年から繰り返し行われる。第四部門召集へと至る時期に、イエッセンやヨークの間で舞台裏の活動が話題になったかは不明だが、四〇年秋に第四部門が活動を開始して以降は、シュメルダースがいうように、主要な人々の間では会議の機会を利用して水面下で情報交換や協議がなされたことはありえよう。

(2) 第四部門の設置と活動

さて、イエッセンのグループでは新政府の綱領などが作成されていた時期、そして第三部門の枠内で教育改革提言のための第二回会議が開かれた同じ時期四〇年二月、法アカデミーの機関誌にイエッセンのアピール「経済学の課題について」が掲載され、一月に「第四部門」の創立会議が開かれる運びとなる。第四部門の設置に関するナチ当局側の詳細な経緯は不明で、ヘルプストはその設置を経済省のイニシアティブに帰しているが、⁶⁶⁾ リューターはむしろ三七年に「法研究部」を設置してナチ諸当局と学者たちとの協働を拡充していたアカデミー自身の努力に、就中イエッセンの努力に負うところが大きいとする。⁶⁷⁾ いずれにせよ、経済専門家側からの実践的姿勢と彼らの協力が必要だと考えたナチ行政当局の判断がかみ合ったといえよう。

既述のように三八年には国家財政が破綻の危機に瀕していたにもかかわらず、以後も様々な手段でそれをカムフラージュしつつ際限のない信用創造・拡大政策が続けられ、経済学者の間でも国民経済全体にとつての「信用創造の限界」という議論やインフレへの危機感が高まっていた。⁶⁸⁾ レジームがインフレを抑制すべく導入した価格凍結はとくに経済の実勢と合わなくなっており、一方では企業家は受注競争に向かい、コスト削減・価格引下げ・品質改善の競争（つまり業績競争）が抑止さ

れ、他方では価格設定における違反が横行して、さらなる規制強化との
いたちごっこになっていった。四九年計画下で国家は労働力配置にも介入
を強め一九三五年二月の労働手帳の導入に端を発して、三九年三月には
労働力の包括的中央統制に移行した。直接の強制は例外だったといわれ
るナチス経済においても、第四部門が招集され活動した時期は、生産性
増大の至上命題との矛盾というジレンマを抱えつつ、中央統制が目に見
えて強化されていった時期に当たると言える。^⑧

こうして軌道修正と生産力増強を図りたいナチス当局と長期的な視
点から自由な業績競争に基づく市場経済を目指す自由主義的経済学者た
ちの間に共通の関心、「論説連合」(雨宮)が成立する状況があった。オ
イケンが一九三八年の小著で眼前の無原則な国家的経済政策に警告を発
したのも、イエッセンがすでに一九三七年ごろから体制の公式の経済政
策路線を批判していたのもこうした文脈においてである。彼らは学問的
批判をドイツ国民経済のための専門家の任務と考えたであろう。

第四部門召集のためのイエッセンのアピールにもそのような姿勢が
明瞭である。彼はたしかに、「ドイツ人として、ドイツ社会主義の中で」
「まだ誰も歩んだことない道を歩んでいる」などと場所柄当然ともいえ
るフレーズを挟んでいるが、訴えたのは、「経済に関する知」と現実の
具体的な経済生活・そのルールという「この二つの層の相互関係を繰
り返し検証する」必要であり、これこそ「われわれの死活問題」だとし
た。彼は「いわゆる管理経済」への「中間状態」が現れつつあることを
批判し、その「最終的帰結」は「ドイツ民族にとつてのみならず全ヨー
ロッパ文化にとつてきわめて重要な問題だ」と指摘した。そして、学問
と行政も含む実践との結合を前進させる必要性を説き、そのような関係
は両者にとつて「ギブアンドテイク」だと訴えたのである。^⑨

さて、一月の第四部門の最初の会合では、国民経済学、価格政
策、通貨・信用政策、社会政策、農業政策、交通政策、対外経済など各
分野九つの研究部会が設置された。本稿ではベッケラートが率いた「国
民経済学」研究会とシュメルダースが率いた「価格政策」研究会の二
つが重要である。前者にはベッケラート、オイケン、ランペ、ディーツ
エ、ミクシュのほか、フライザー、ペーター、シュトリグレ、シュタ
ツケルベルクという「ドイツの最良の理論家」(ヤンセン)が属した。
その第一回会合はオイケンの『国民経済学の基礎』(一九四〇年)を討
議した。「フライブルク宗教会議」もこの書の討議を行ったが、アカデ
ミー総裁代理エムゲも「この著作は新しいドイツ国民経済学の基礎と概
念の討議の出発点を提供する」とした。『基礎』は、その都度の政治的
レジームとは無関係に歴史的に経済様式を検討し、中央管理経済――
ナチ統制経済が含意されていた^⑩――に対する流通経済の優位性を説いた
ものだが、エムゲの言は国民経済学研究会の立場を紹介したものである
う。価格政策研究会はケルン大学教授シュメルダースが長を務め、ベ
ムはここに属した。^⑪

その後、国民経済学研究会は、一九四一年五月二二〜二四日に第二
回会合をもった。ここでは経済学理論、発展段階・経済体制などの問題
と並んで、「操舵されたドイツ経済の目標と手段」がもう一つの中心テ
ーマをなし、ベルリン、ケルン・ボン、フライブルクの各グループで討
議を続行すると決めた。うしろ二つは戦争の混乱の中でも開かれ、フラ
イブルクのグループの会議(一〇月三〇日)にはディーツェ、ランペ、
オイケン、クレメンス・パウアー(「フライブルク宗教会議」のメンバ
ー)、イエナからきたフライザーが参加した。興味深いのは、フライブ
ルク学派が第四部門の枠内で自立的に議論し、戦後再建問題を焦点とし

たことである。国民経済学研究会からは「経済政策的課題に関する体系学」の作成」を委託されていたが、彼らはそんなテーマよりもこちらが重要だとして、戦後再建期のための経済政策的諸課題のテーマ群をまとめて部会に報告したのである（だが、四二年五月に予定された国民経済学研究会の次回の会合は戦争のために開催できなかった⁽⁷⁴⁾）。一方、価格政策研究会は、「制御された国民経済における価格の機能、国民経済の業績上昇と業績淘汰の要素としての競争の役割」という原則的問題（エムゲ）に取り組み、価格政策当局のヨークの提案でシンポジウムが企画され、それはオイケンを議長として四一年一月に開催された（三四人の経済学者と若干の当局代表が参加）。その直後一二月にエムゲがその成果は価格形成帝国監理官庁との合意により公表されると予告したように⁽⁷⁵⁾、翌年シユメルダースの編集で刊行されるのである（序文の日付は四二年七月）。

シンポジウム開催から成果の刊行に至る時期は、まさに戦況が一変し四二年二月総力戦宣言がなされて泥沼に入っていく時期である。四一年末にはアメリカが参戦したが、保守反対派集団はなお交渉による平和の立場であった。イエッセンは「謀反」のためのネットワーク構築の努力を強め、四二年初めには国防軍上層のヒトラー反対者と会うためベルギーやフランスを旅行しており、夏にはソ連領に入っていた。やがてシユタウフェンブルクとも繋がり、ヒトラー排除後のドイツの新憲法をまとめる作業の一部はシユタウフェンブルクも参加してイエッセンの家で行われる⁽⁷⁶⁾。

(3) ナチ戦時経済批判・戦後再建にむけて

シンポジウムの成果『国民経済の業績上昇と業績淘汰の手段として

の競争』（以下、本書の引用・参照注は本文中に頁のみ記す）が刊行されたのは、四二年夏ごろと思われる⁽⁷⁷⁾。「戦中における価格政策」という題名で宣伝省の事前検閲に提出されたが、この書名になったのは、編者によれば、紙の調達交渉をした経済省の紙管理担当官の助言による⁽⁷⁸⁾。本稿の関心からして、さしあたりイエッセン、ヨーク、オイケン、ベーム、ミクシュの論文から中心的な論点を見てみよう。ナチ統制経済の現状批判・改革の必要性では全員が一致しているが、その具体的な方向性や議論の射程は論者により異なる。

第一に、イエッセンの「戦時経済の強制組織」という語がすでに示すように（S1E）、ナチス経済の現状が厳しく批判された。平時経済への移行を展望して最も原則的な批判をしたのはオイケンである。彼は、価格凍結令はその後の価格関係によって乗り越えられ、経済過程は価格によってではなく中央当局によって直接に統制されているとし、戦後には「今日の中央管理経済」の完全な再編が必要だと主張した（S29-30）。ベームもこの点では全く同様である。彼は現下の事態の改革についてより実践的な観点から具体的な議論もしたのだが、自分がオイケンの右の確信を共有していることを断っている（S59）。

第二に、そもそもヨークが提案してシンポジウムが開催された実践的な目的は、いかにして中央統制経済の制御システムに競争を組み込み、硬直した規制・制御のあり方を「緩和」できるかを討議するためだった。ベームもこれこそ第四部門の価格政策研究会がこの前の会議で取り組んだ問題だとした（S54C）。ここに価格政策当局（および国家指導部）と学術専門家たちの共通の問題関心があったのは確かである。だが、この実践的問題をめぐって、スタンスや評価の違いがある。

ヨークは、価格形成監理官庁はこれまで「真の業績競争のメリット」

を戦時経済に役立てるべく、「個々の領域で「…」自由な競争が存在するかのように諸関係を組織しよう」と企てた」——この表現からはかなり早期にフライブルク学派から学んでいたことが窺われる——が、価格凍結以来、競争が機能しなくなっているとして、緩和の必要と競争に対する政府の積極的立場を述べた（S192）。そして、彼はすでに着手されている業績による刺激と淘汰の試みをさらに前進させようとした（S211-2）。シュメルダースはごく簡潔な序文しか書いていないが、一九四一年一月二九日にケルン大学において講演を行っている。そこで彼も、価格凍結の仕組みの中で競争が働かず逆に、原価＋利潤＝適正価格という当局の基準に乗じて個々の企業の自己原価計算がまかり通っていることを問題にし、価格凍結の弾力的運用の必要を主張していた。戦時状況による原価上昇を価格に転嫁することは認められなければかりか、「むしろ合理的に労働する経営は原則的に根絶されねばならない」と⁷⁹。つまり、価格形成監理官当局にとって喫緊の問題は、「緩和」＝競争・市場原理の活性化と非生産的経営の淘汰、それによる戦時経済の生産力向上だったと言えよう。

これに対して、オイケン⁸⁰は戦後経済への視点を中心に論じている。彼は、過剰な貨幣量とこの間に進んだ巨大な集中に鑑みれば、現在の諸拘束の単純な除去は私的権力体の支配する状況をさらに強化し社会的危機を招くだけだとして、完全競争の実現が可能な部門（機械製造業など）とそれが困難な部門（供給独占、供給部分独占、供給寡占など）を区別した。そして、有用な秩序の創造・維持と通貨秩序の安定を通じて、「国家」による間接的な経済の秩序づけをめざし、これを現代的経済秩序の普遍的長期的な問題・経済憲法政策という秩序課題だと位置づけた（S36-48）。ここに言われる「国家」は一般概念であり、フィッシ

ヤーや藤本も指摘するように⁸⁰、眼前のナチ国家ではないことに注意せねばならない。

オイケンと同じく完全競争と不完全競争を区別するミクシユは、「国家により秩序づけられ監督される、制御された競争の樹立」をめざし、具体的には計算カルテルと平均原価による価格設定を提案した。詳細は省くが、この政策の「隠された目標」は、市場にあたかも完全競争があるかのごとき状態を作り出して、企業家の全エネルギーを市場戦略ではなく、競争を通じた合理的な市場行動に向けさせることである。ミクシユがジャーナリストとして一九四三年頃までナチ経済政策に肯定的発言を繰り返したことを考えれば、彼の言う「国家」は眼前の国家も含意されていたかもしれない。右のことは、「とにかく何としても解決せねばならない」不完全競争の諸問題を最少の支出で解決しうる方策として（S103-106）提案された⁸¹。

このミクシユのトーンに比べてベームはペシミスティックであり、現行経済の緩和による経済生産性向上に否定的である。「操舵された国民経済における競争の役割」を詳細に検討しよう述べた。競争経済では「きわめて業績能力ある秩序」がもたらされるが、「国家的に操舵された経済」の「代償は最高に非経済的に活動する組織」であり（S53）、「価格システムがその制御機能を奪われた操舵システムでは、つねに同時に緩和目的のために競争を投入する可能性も奪われる」（S55）。彼は競争の投入に、中央制御をすり抜けている経済ゾーンを秩序づける上での控えめな意義、当局にとっての実際のメリット（企業家の独自の計画活動を中央計画に役立つように活性化でき監視や指示を出し続ける必要がある）のみを認め、全体として「非常に失望する確認」をもって結論とした。「競争は「…」価格メカニズムが排除された中央管理経済では

非常に高くつく操舵道具であり、しかも比較的第二級の制御課題しか解決できない」(S.97-98)。

第三に、イエッセンとオイケンでは競争と個人と社会の関係の論じ方に重要な違いがあると思われる。イエッセンが「競争」を個人の自立的「人格」の自由な展開とそうした人格からなる「共同体」と不可分に関係づけ、「大衆」とコレクティヴィズムに對置するのは、フライブルク学派と共通である。しかし、彼においては、自立的人格はもっぱら競争とその結果として業績に關係づけられ、共同体は自立した諸個人が業績によって「段階づけられた秩序」、つまり独占など社会的権力によるのではなく、「真の競争」を通じた「人格の育成・確証」たる業績に応じた各自がふさわしい位置をうけとる、いわば業績ヒエラルヒー社会と捉えられる(S.101)。ちなみにシュメルダースも、クライザウ派の討議のために作成した文書(一九四二/四三年)で、「業績のみを社会的地位の測定基準」にする「社会的上昇のシステム」、「業績貴族制」を語っている⁽⁸²⁾。

一方、オイケンが問題にしたのは、単に経済的主体としての自由ではなく、不可譲の人間の権利としての「自由」である。彼は一九四〇年(序文の日付は一九三九年)に出版された『国民経済学の基礎』では、自由概念にそのような意味での重要な位置づけを与えていなかった⁽⁸³⁾が、今や「人間の欠くことのできない自由権」を、経済的秩序概念と並ぶ経済憲法の中心的概念とし(S.4)、⁽⁸⁴⁾「経済的によく機能する、人間にふさわしい秩序」の実現こそが、「経済憲法政策の秩序課題」だとした(S.48)。この「人間にふさわしい秩序」の語が『基礎』に登場するのは、第三版(一九四三年、S.288)においてであり、またその内容は展開されていないが、戦後の『経済政策の原理』(一九五二年)におい

て、「人間に倫理的諸原則に従った生活を可能にする」全体秩序と定義される⁽⁸⁵⁾。国家的なルール・制度的枠組みの中でフェアな業績競争によって社会成員の必要を満たし、かつ、(究極的には神に對する責任を自覚した)人格としての人間の倫理的な義務の場所たる共同社会を樹立することが目指されていく。「社会的、倫理的な秩序への意欲」を実現する競争秩序、国家社会秩序としての広義の「オルド」が経済政策の基準とされていくのである⁽⁸⁶⁾。

ナチズムとの対峙の中でフライブルク学派においてどのような方向で議論が深まりつつあったかは、同書に論文は寄稿していないが同じくナチ強制経済の破綻を批判し、戦後再建の問題を先頭にたつて考えていたランペが、四二年一月に作成した討議のための指針文書、「キリスト教的に拘束された経済政策」から窺える。ランペは、「自由な、自己責任的な、キリスト教的な人格」とその「人格性」の擁護という観点の下に「キリスト教的経済秩序」を論じ、その基準として次の二つを挙げた。第一に、神への責任ではなく自己の直接的利害にのみ従う自己神格化の誘惑を封じるためにあらゆる可能なことをすること、第二に、共同体に疎遠な行動に「神に對する個々人の義務」としての「隣人愛の命令」を對置することである。彼は第一の基準から、経済的権力の濫用との闘いと「正しい」競争に向かわせる制度的圧力を、第二の基準から、「(共同体)全体に對する義務づけ」、(処分権は委ねられているとして)私的所有の権利の制限を引き出した。こうして彼は、工業経済の領域では私的経済権力に抗して中小企業を維持する必要、労働關係においては「非常に弾力的な賃金形成」、「社会的そして経済的な賃金關係」を主張した。さらに対外的には、「土地なき民」の考え方や「国防経済的アウトアルキー」を拒絶し、あらゆる国民経済の独自の権利の尊重と国際

分業の維持・国際的交換流通の秩序を要求したのである。⁽⁸⁷⁾

この最後の点にかかわって、第四部門の中心メンバーに関して確認すべき第四点目として、国民経済の対外的関係の問題がある。この問題で、フライブルク学派とイエッセンやクライザウ派は明瞭に異なる。たしかに、対仏勝利後、総力戦宣言以前の段階で勝利への見込みと「東方生存圏」獲得が念頭にあったため「緩和」の議論が可能になったという推測は、ナチ体制については妥当するだろうし、ポピッツとイエッセンのグループについても、ある程度言えるかもしれない。彼らは、この当時交渉の地歩の強化を目指して戦争継続の立場だったし、さらに、四〇年一月一日にポピッツが水曜会で行った「ライヒ講演」とそれへのハッセルの賛美が示すように、明らかに対外的野心をも示している。⁽⁸⁸⁾交渉力強化を目指す戦争継続はクライザウ派でも同様だったし、シユメルダースは右に触れた「業績貴族制」をヨーロッパパブロックの諸国民の関係についてこそ主張している。

しかし、フライブルク学派については、対外的野心は語れないだけでなく、右の推測も当たらない。本論文集では彼らによって対外的関係は語られていないが、ランペは同時期に對外関係についても論じている。一九四一年一月の手稿（「厳秘！受取人限り」と付記されている）で彼は戦争の長期化も予期し、その場合、新たに獲得された経済空間のさらなる「搾取」の余地はないだろうと、ここ数年の東方入植の経験や人間の移住・追放の著しい弊害に鑑みても、「大空間経済」や植民地の獲得ではなく、対外貿易の決定的な促進と秩序ある世界経済関係へのドイツの編入によってのみ戦後に予想される危機の速やかな克服が可能であることを論じた。翌年四月にも同様の主張をしている。⁽⁸⁹⁾こうした立場がランペ一人のものではないことは、四二年晩秋から四三年初めにかけて

まとめられる「フライブルク覚書」を見れば明らかである。覚書は、諸民族の間での「真の公正の原則」の実現を掲げて、「ドイツ国民によって支配された他民族の国民的自由と自律性の完全な再建」、支配従属関係のないヨーロッパ秩序を要求した。また、少数派問題の安易な解決、「大きな人間集団の暴力的な根こぎと移住」を「狂気にまで昂進したナシヨナリズム」の作用だと厳しく批判した。⁽⁹⁰⁾経済史家H・E・フォルクマンは、ナチス期におけるドイツ指導下のヨーロッパ経済構想の少なからぬプロバガンディストが戦後のシューマン・プランの擁護者になり、ナチ時代と戦後ヨーロッパ構想には明らかな人的連続性があることを論じたが、そのような中であってフライブルク学派やエアハルトがこの連続線の中に立っていないことを指摘している。⁽⁹¹⁾

フライブルク覚書は、前年夏以降の準備をへて四三年一月に完成したのだが、同年春、国民経済学研究会は戦時不急として休会され、三月下旬から「ベッケラート研究会」として私的に会合を続ける。⁽⁹²⁾

5 おわりに

フライブルク学派は、当初（一九三七年頃まで）、初期リベラリズムに遡る保守的国家観に引きつけて、ナチ国家に「強い国家」という幻想を持ち、鋭い本質的な批判を伴いながらも、長期的観点からレジームの経済政策へのコミットを追求した。しかし、三八年を転換点として彼らの対ナチ認識・姿勢は大きく変化した。ベームは戦後、一九三七年までの自分を自己批判した。彼は一九四九年に、教会の国家理解を、官憲国家思想の背後に権力を委ねられた政体への過大評価があり、ナチ独裁の成立に共同責任があると批判したのだが、その際、これは一九三七年時

点での自分にも当てはまると述べたのである。⁶⁵ ナチ不法国家と一層明確に対峙するようになってからも、彼らは時のレジームを超えた長期的観点から批判・発言・提言を目指した。現下の問題としても、国家財政破綻とインフレの危機、民生部門の抑圧と私的イニシアティブの窒息の危険を前に、そうした活動はますます専門家としての義務だと考えたに違いない。それは経済省教授委員会の鑑定書にも明らかである。

イエッセンは、全体としては様々な傾向の代表的経済学者たちからなるといわれるドイツ法アカデミー第四部門の中の、「国民経済学」研究会と「価格政策」研究会に、教授委員会を土台として目的意識的にナチ統制経済ないしナチ体制への反対者の一群を結集した。農政学者デーツェが「農業政策」研究会ではなく前者に属したことも、これと関係しているはずである。これら二つの委員会の活動は、ナチ当局側からすれば、硬直化した経済に競争原理を導入して、非生産的経営を淘汰し戦時経済の効率化・生産力上昇を図ることであり、併せてより長期的には（戦争勝利後の）戦後再建・戦後経済への理論的構想的準備をすることだった。現状認識と業績競争の導入・活性化という改革の方向性に関して、体制側と経済専門家たちの間に共通性、重なりがあったことは明らかである。しかし、四一年秋の価格政策研究会主催のシンポジウムで当局側を代表した中心人物はヨークとシュメルダースであり、とくにヨークはクライザウ・クライスの中核として、水曜会グループとともにヒトラー排除後の基本構想を同時に練っていたのだから、彼らの提言や改革意志を単純にナチ体制の利害を代表するものと片づけることはできないであろう。

フライブルク学派からはオイケンとベームによって、中央統制経済の原理的原則的な批判がなされ、全面的再編成の必要が唱えられた。彼

らは国民経済学研究会のフライブルク・グループ会議から独自に戦後再建の問題に焦点を絞っていた。とはいえ、彼らの意図としてはドイツ国民経済の将来への責任という長期的視点からのものであれ、第四部門枠内での彼らの活動は、当面の文脈では、リユーターも指摘するように、当局の戦時経済効率化に資する理論や方法を提供し宣伝するという面を併せ持っていた。イエッセンやヨークの場合もフライブルク学派の場合も、現実問題としては、彼らの経済専門家としての活動を「協力」あるいは「抵抗」に区分するのは難しい。オイケン自身戦後に、おそらくは暗黙の自己批判をこめて、学問と権力の両義的な関係、権力の道具になりうるという「深い分裂性」を語り、国民経済学も自然科学が経験したのと同じ運命に苦しんだと述べる⁶⁶。しかし、フライブルク学派の場合、多くの自然科学者におけるようなナチズムとナチ国家の目標への奉仕とは、明確に区別されねばならない。

たしかに、彼らはバターナリズムやエリート主義をもち、テクノクラシーにも通じる中立の専門家意識が濃厚であり、当時の議会制民主主義に否定的であった。また、広い意味でのフライブルク学派の数名についてそのナチ党員歴が指摘され、ナチスとの近さが示唆されることもある。しかし、彼らがワイマル末期においても戦中の戦後構想においても議会制民主主義に否定的であり、一部の人はナチ党歴も持っていたことは、逆に、ナチ運動・ナチ民族共同体の性格を物語るものと捉えるべきであろう。社会的市場経済の名付け親、ミュラー・アルマックがその経歴を持つことはつとに知られる。一九六七年の安定成長法によって成功裏にケインズ主義を導入し、社会的市場経済の社民型拡充の礎を築いたカール・シラー（SPD）もナチ党員（一九三五―四一）⁶⁷だった。ナチスはまさに「ドイツで最初の本物の国民政党」（G・アリー）であ

った。アリーは、戦後西ドイツの五〇／六〇年代のいくつかの州議会の議員のうち、CDUといわずSPDといわず、もとナチ党員がいかに高い比率（前者では五割前後、後者でも三割・四割の州もある）を占めるか数字を挙げて示し、いかに様々な層・職業集団がナチ国家の爆発的破壊的エネルギーへと融合したかを問うた。⁹⁸ つい最近の報道によれば、ドイツ連邦議会はナチ党員歴をもつ戦後の国会議員（東独時代も含め二六〇〇人以上）に関する調査を行うため「議会主義史・政党史委員会」を立ち上げる模様だが、その調査対象には（ナチ党歴が知られている）シュトラウス、ゲンシャーと並んで、シュミット元首相やヴァイツゼッカー元大統領も含まれているのである。⁹⁹ 最初のフライブルク党書「教会と世界」は、「政治生活は上から下へ、下から上への持続的な相互作用において行われている」という文言で民族共同体の姿、そのダイナミズム、独裁者と国民大衆の人民投票的感応関係を捉えていた。インフレ的拡張財政による再軍備の真ただ中で国家財政が破綻に瀕し、「水晶の夜」、経済のアーリア化へと反ユダヤ主義が昂進し、開戦後は東方からの略奪によって「全体主義的民主主義」の下での国家と国民のいわば贈賄賂関係、「受益共同体」としての民族共同体の内実が構築される。

この渦中で、民主主義への復帰を構想することは非常に困難だったろう。だが、すでに戦後における展開へ向けて、重要な前進がなされた。ディーツェはフライブルク宗教会議の活動の中で三九年六月、事実上の人権思想を打ち出し、全体主義国家による普遍的な人間の人格的自由権の抑圧を批判し、オイケンがシンポジウムで「人間の不可譲の自由権」の擁護を将来秩序の目的としたものこの延長にある。このように人権としての自由権をいわば旋回点としつ、まさに第四部門と重なる時期に、彼らにおいては、ドイツの保守的リベラリズムの国家思想の背

骨をなした「二王国論」が克服されていく。¹⁰⁰

ハンス・マイアーは最近のコロキウムで、とりわけフライブルク・クライスを念頭においてこう指摘した。抵抗に至る人びとが直面せねばならなかったのは、何百年の長きにわたりほとんど自明のごとく妥当してきた教会の伝統、ローマ書、二王国論であり、神学的伝統の中に支配権力と戦う端的な先例や拠り所を持たないまま、ナチズムという途方もないものと直面せねばならなかった。このことが彼らをスコラ学の伝統に直接結びつくことを強いたのであり、抵抗の中で法哲学的思考・法哲学的思考のルネサンスが生じた。そのような伝統の助けで多くの人が新しい責任ある思考と行動のための最初の出発点を見出すことができたのだ。¹⁰¹ このような出発点から戦後にかけて（レプケやリュストウなども加わり）、自由と公正の調和を目指す思索が行われていくのである。

注

(1) Vgl. M. Leschke, „Politikberatung und Wirtschaftspolitik auf Basis der Theorie und des Keynesianismus“, in: I. Pies / M. Leschke (Hg.), *John Maynard Keynes' Gesellschaftstheorie*, Tübingen 2014; M. Spoerer / J. Streb, *Neue deutsche Wirtschaftsgeschichte des 20. Jahrhunderts*, München 2013, S. 225-230.

(2) 権上康男は一九三〇／四〇年代の新自由主義を、現代の「市場原理主義」「マネタリズム」とは異なる「古典的新自由主義」——ドイツ型とフランス型に下位区分される——と特徴づけ、明快に整理している。「現代史の中の新自由主義」『歴史と経済』第二一九号、二〇一五年一〇月、三九—四一頁。

(3) D. Haselbach, *Autoritäre Liberalismus und Soziale Marktwirtschaft*, Baden-Baden 1991; 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』、東京大学出版会

- 二〇〇六年、とくに二八一―二八七頁。これらの見解の前提にあるフイマル共和国末期政治史の評価について、筆者は全く異なる見解をもっている。拙著『保守革命とナチズム―E・J・ユングの思想とフイマル末期の政治』名古屋大学出版会、二〇〇四年、第二部「および拙稿『ドイツ新自由主義の誕生とフイマル末期の政治』『ゲシヒテ』第一号、二〇〇八年参照。
- (4) 二二三のみ挙げた。M. Leschke, „Walter Euckens Demokratianschauung: das Ideologieproblem und die Theorie des Rent seeking.“ in: I. Pies / M. Leschke (Hg.), *Walter Euckens Ordnungspolitik*, Tübingen 2002; G. Wegener, *Ökonomischer Liberalismus als politische Theorie. Befund, Kritik, Rekonstruktion*, Tübingen 2012; V. J. Vanberg, „Liberalismus und Demokratie: Zu einer vernachlässigten Seite der liberalen Denkatradition.“ in: *ORDO*, Bd. 65, 2014.
- (5) Ch. Blumenberg-Lampe, *Das wirtschaftspolitische Programm der Freiburger Kreise*, Berlin 1973, S. 29; R. Herbst, *Der Totale Krieg und die Ordnung der Wirtschaft*, Stuttgart 1982, S. 149; D. Haselbach, S. 97ff.; 兩宮 前掲書 第六章; H. Janssen, *Nationalökonomie und Nationalsozialismus*, Marburg 2000, S. 213f.; 216. レプケを主題とした藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕』リネルヴァ書房、二〇〇八年(四六一―四六六頁)は、「第四部門」に關してはCh. Blumenberg-Lampeに近づかなら思われる。
- (6) D. Rühner, *Der Widerstand des 20. Juli auf dem Weg in die Soziale Marktwirtschaft*, Paderborn u.a. 2002. 前掲拙著「三五九―三六一頁。
- (7) Rühner, 2002, S. 46-56, 61-65, 450ff.
- (8) E. Beckerath, *Wesen und Werden des faschistischen Staates*, Darmstadt 1979 (1. Aufl. 1927), S. 139-155.
- (9) E. Beckerath, „Wirtschaftsverfassung des Faschismus.“ in: *Schnollers Jahrbuch*, 56. Jg. 1932, S. 348ff.
- (10) W. Schivertbusch, *Entfernte Verwandtschaft. Faschismus, Nationalsozialismus, New Deal 1933-1939*, München 2005 (小野・原田一美訳『三つの新体制』名古屋大学出版会、二〇一四年)。
- (11) Beckerath, 1932, S. 361.
- (12) W. Röpke, „Epochenwende.“ in: ders., *Wirnis und Wahrheit, Erleben-Zurich* 1962, S. 106-119.
- (13) B. Martin, „Universität im Umbruch: Das Rektorat Heidegger 1933/34.“ in: E. John / B. Martin/M. Munk/H. Ott (Hg.), *Der Freiburger Universität in der Zeit des Nationalsozialismus*, Freiburg. u.a. 1991, S. 15; H. Maier, „Akademischer Widerstand im Dritten Reich.“ in: H. Maier (Hg.), *Die Freiburger Kreise, Akademischer Widerstand und Soziale Marktwirtschaft*, Paderborn 2014, S. 13f.
- (14) U. Dahné, „Walter Euckens Weg zum Liberalismus(1918-1934).“ in: *ORDO*, Bd. 60, 2009, S. 78f.
- (15) 拙稿『秩序自由主義』における対ナチ協力と抵抗(一)『阪大法学』二六八号、二〇一〇年、七二五―七三四頁、「同(二)」『阪大法学』二六九号、二〇一一年、八七八―八八一頁。
- (16) 彼については兩宮「一九三〇年代ドイツにおける〈経済的自由〉の法的再構築」同シユントレープ編『管理された市場経済の成立』日本経済評論社、二〇〇九年参照。オイケンは後に彼は断絶する。
- (17) 柳澤治『ナチス・ドイツと資本主義』日本経済評論社、二〇一三年、一三三―一三三三、一五〇―一五一頁。
- (18) Lampe, „Leitsätze zur einer Diskussion über Wirtschaftstheorie und Libera-

- lismus,“ o.D., in: Archiv für Christliche-Demokratische Politik, St. Augustin (以下 ACDDP), 01-256-001/2, S. 7-8.
- (19) 小峰敦『スヴァリツジの経済思想』昭和堂、二〇〇七年、二八八頁以下。
- (20) G. D. Goodwin, *Walter Lippmann. Public Economist*, Harvard U.P. 2014, pp. 132-140, 155.
- (21) 拙稿、二〇〇八年、参照。
- (22) Vgl. Th. Fischer, *Staat, Recht und Verfassung im Denken von Walter Eucken*, Frankfurt u.a. 1993.
- (23) Lampe, S. 11.
- (24) Rüther, 2002, S. 111f.
- (25) 拙稿、二〇一一年、八八三-八八六頁。
- (26) T. Roser, *Protestantismus und Soziale Marktwirtschaft. Eine Studie am Beispiel Franz Böhms*, Münster 1998, S. 111-122.
- (27) (Böhm), „Professor Böhms erste Bekantschaft mit Carl Goerdeler geht auf das Jahr 1938 zurück“, o.D., in: ACDDP, 01-200-004/5, S. 3f.
- (28) *Ibid.*
- (29) Roser, S. 84.
- (30) Vgl. Eucken, *Nationalökonomie-Mozu?*, Leipzig 1938, S. 50-57.
- (31) Vgl. Janssen, S. 443-447; Spoerer/Streb, S. 105-117.
- (32) 三石郁夫「ナチス期金融市場政策の展開と貯蓄銀行」前掲西宮他編『管理された市場経済の生成』を参照。
- (33) U. Dathe, „Walter Eucken: von der liberalen Krisendeutung zum Widerstand gegen Nazismus“, in: H. Maier (Hg.), S. 102.
- (34) G. D. Goodwin, pp. 144ff., 214-216.
- (35) *Ibid.*, pp. 235-243. この書のフランス語訳を契機に一九三八年、パリでいわゆる「リップマン・シンポジウム」が開催され「新自由主義」のアジエンダが採択されるが、独仏の妥協の産物であった。権上康夫編『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社、二〇〇六年、第一章、黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』関東学院大学出版会、二〇一二年、五六-七二頁。
- (36) W. Eucken, „Die Überwindung des Historismus“, in: *Schnollers Jahrbuch*, Bd. 62, 1938, S. 194ff., 205.
- (37) 西宮、前掲書、第五章参照。
- (38) U. Dathe, „Leonhard Miksch (1901-1950): Leben und Werk. Ein Überblick“, in: L. P. Freed / E. A. Köhler (Hg.), *Wettbewerbordnung und Monopolbekämpfung. Zum Gedenken an Leonhard Miksch (1901-1950)*, Tübingen 2014, S. 21-29.
- (39) Vgl. K. Scholder (Hg.), *Die Mitwöchgesellschaft. Protokolle aus dem geistigen Deutschland 1932 bis 1944*, Berlin 1982, S.19-20,30-34.
- (40) K. D. Bracher, „Zur Widerstandsproblematik in »Rechtsdiktaturen«“, in: Ders. u.a. (Hg.), *Deutschland zwischen Krieg und Frieden*, Düsseldorf 1991, S.121-122.
- (41) Rüther, 2002, S. 130.
- (42) „Reichsminister der Justiz Dr. Thierck, Präsident der Akademie für Deutsches Recht, Zehn Jahre Akademie für Deutsches Recht“, in: *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, 10. Jg. Juni 1943, H. 9, S. 121f.
- (43) Rüther, 2002, S. 124
- (44) ランペは国防軍トーマス大佐の国防経済軍需部に働きかけたが、最終的に、ランペとの協働はわが部局によって「政治的性質の負担」でも

- を拒絶された。D. Rüter, „Der Einfluß der Freiburger Kreise auf die Widerstandsbewegung“, in: H. Maier (Hg.), S. 129f.
- (45) Rüter, 2002, S. 103f.
- (46) R. Schlüter-Ahrens, *Der Volkswirt Jens Jessen. Leben und Werk*, Marburg 2001, S. 75; Rüter, 2002, S. 125.
- (47) Rüter, 2002, S. 104f.
- (48) *Ibid.*, S. 108.
- (49) Hans Möller (Hg.), *Zur Vorgeschichte Deutschen Mark. Die Währungsreformpläne 1945-1948. Eine Dokumentation*, Tübingen 1961, S. 25, Anm. 1. 雑誌記事の主要部分の資料集に収録された。
- (50) *Ibid.*, S. 25-37.
- (51) Rüter, 2002, S. 108f.
- (52) *Ibid.*, S. 107.
- (53) Schlüter-Ahrens, S. 74; K. Scholder (Hg.), S. 35; C. Nagel, *Johannes Popitz (1884-1945). Görings Finanzminister und Verschwörer gegen Hitler*, Köln u.a. 2015, S. 158.
- (54) Schlüter-Ahrens, S. 37-40, 47-52; S. Flott, *Der Mann, der Hitler töten wollte. Jens Peter Jessen - ein vergessener Verschwörer*, Husum 2014, S. 67-71, 大野英二『ナチ親衛隊知識人の肖像』未来社、二〇〇一年、第四章。
- (55) Schlüter-Ahrens, S. 60-65; Flott, S. 86-90.
- (56) Schlüter-Ahrens, S. 65f., 70; Flott, S. 90-93. ローザンベルクおよびその大学の内部調査の鑑定書には、「政治的に完全に無能」であり、そのエッセンの引やでメルリンに来たのは「政治的問題における本能のなす」のゆえだとされている。Vgl. Schlüter-Ahrens, S. 65.
- (57) Vgl. *ibid.*, S. 183f.
- (58) Vgl. *ibid.*, S. 67-69, 158f.
- (59) *Ibid.*, S. 68, Anm. 205.
- (60) 本の挿絵とその後についてVgl. Schmolders, „gut durchgekommen?“ *Lebenserinnerungen*, Berlin 1988, S. 57f., 62f.
- (61) Schmolders, 1988, S. 32f., f.63f., 69f.
- (62) A. v. Moltke, „Die Wirtschaftsordnungskonzeption des Kreisauer Kreis“, in: H. Engel (Hg.), *Deutscher Widerstand Demokratie heute*, Bonn/Berlin 1992, S. 247f.
- (63) R. Bleislem (Hg.), *Dossier: Kreisauer Kreis. Dokumente aus dem Widerstand gegen den Nationalsozialismus*, Frankfurt a.M. 1987, S. 43f. シュメルターは、ゲルテラー首班の新政府の閣僚リストに財務省次官として載っていたが、徴兵によりリストから除外され、命が助かったという。Schmolders, 1988, S. 73.
- (64) Nagel, S. 174.
- (65) Vgl. Scholder (Hg.), S. 37; Nagel, S. 75f.
- (66) Herbst, S. 148f.
- (67) Rüter, 2002, S. 131.
- (68) Vgl. Janssen, S. 515-529.
- (69) V.クルーゼは遅くとも一九四二年に中央統制経済になると指摘。V. Kruse, *Kriegsgesellschaftliche Moderne. Zur strukturbildenden Dynamik großer Kriege*, München 2015, S. 227f., 228-233.
- (70) J. Jessen, „Über die Aufgaben der Wirtschaftswissenschaft“, in: *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, Jg. 7, H. 3, Feb. 2, 1940, S. 37f.
- (71) 藤本、前掲書、四七九-四八一頁。
- (72) C. A. Emge, „Aus der Arbeit der Akademie für Deutsches Recht im Jahre

- 1941, in: *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, Jg. 8, H. 22/23, 1. Dez. 1941, S. 360f.; Janssen, S. 212-214. 井上孝「フラインブルク学派とケッケラート研究会」『東海大学政治経済学部紀要』第三八号、二〇〇六年、一五六-一五七頁。
- (73) Emge, S. 360.
- (74) その内容が『*Der Weg in die Soziale Marktwirtschaft. Referate, Protokolle, Gutachten der Arbeitsgemeinschaft Erwin von Beckerath 1943-1947*』, Bearbeitet von Ch. Blumenberg-Lampe, Stuttgart 1986, S. 40-43, Anm. 1 に掲載されている。Rüther, 2002, S. 141-143.
- (75) Emge, S. 361.
- (76) Schlüter-Ahrens, S. 81ff.; Nagel, S. 174ff.
- (77) G. Schmölders (Hg.), *Der Wettbewerb als Mittel volkswirtschaftlicher Leistungssteigerung und Leistungsansätze*, Berlin 1942; 両宮、前掲書、第五章を参照。
- (78) Schmölders, 1988, S. 72.
- (79) G. Schmölders, *Wirtschaftslenkung als angewandte Wirtschaftswissenschaft*, Köln 1941, S. 19f.
- (80) Fischer, S. 128f.; 藤本、前掲書、四八二頁。
- (81) Dathe, 2014, S. 23ff.
- (82) Denkschrift von Prof. Dr. G. Schmölders, „Wirtschaft und Wirtschaftsführung in einem Europa-Block nach dem Kriege“, in: Schmölders, 1969, Anhang, S. 74, 75.
- (83) N. Goldschmidt, *Entstehung und Vermächnis ordoliberalen Denkens. Walter Eucken und die Notwendigkeit einer kulturellen Ökonomik*, Münster 2001, S. 109.
- (84) W. Eucken, *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, Tübingen 1952, S. 199.
- (85) *Ibid.*, S. 370.
- (86) オイケンが戦後に用いる「オルド」概念と文脈の複数性について Vgl. I. Pies, „Theoretische Grundlagen demokratischer Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik – Der Beitrag Walter Euckens“, in: ders. / M. Leschke (Hg.), S.28ff. また、前掲拙稿「二〇一一年、九〇五頁以下も参照されたい」。
- (87) Lampe, „Christlich gebundene Wirtschaftspolitik. Leitsätze zu einer Diskussion (Nov.1942)“, in: ACDP, 01-256-005/2, S. 1-8.
- (88) Herbst, S. 128, 281f.; 両宮、前掲書、一六四頁以下。
- (89) ポーピッツは「シュレイトの広域経済圏としての「大空間」＝「ライヒ」という構想は退けるが、「ヨーロッパの中欧的使命」の名のもとに、強制ではなく経済的な諸条約を手段として、全ドイツ民族を包括する強力なドイツ国家の中欧的影響力の確保を目指した。 Vgl. Scholder (Hg.), S. 261-263. イエッセンも四〇〇／四一年の論文や著書で同様の諸国の国際的分業としてだが、事実上ドイツ指導下の「トロストムルク・ブロック」をも考慮している。 Schlüter-Ahrens, S. 171-175. Vgl. Bleistein (Hg.), S. 61-62. 連合国カサブランカ会議以後、同クランも無条件降伏を要求する政策にかわる。 A. Schott, *Adam von Troitz zu Solz: Jurist im Widerstand*, Paderborn u.a. 2001, S. 136.
- (91) Lampe, „Bestimmung der Aufgaben und Wege eines Wiederaufbaus der Friedenwirtschaft(aufgrund der “Leitgedanken zur Theorie der Wirtschaftspolitik“), Nov. 1941“, in: ACDP, 01-256-034/4, S. 8-15; Lampe, „Probleme und Mittel des Wiederaufbaus der Friedenswirtschaft, Apr. 1942“, in: ACDP, 01-256-34/4, S. 20.

- (92) K. Schwabe / R. Reichardt (Hg.), *Gerhard Ritter. Ein politischer Historiker in seinen Briefen*, Boppard a.M. 1984, S. 723-725.
- (93) H.-E. Volkmann, *Ökonomie und Expansion. Grundzüge der NS-Wirtschaftspolitik. Ausgewählte Schriften*, München 2003, S. 29-30, 42-43.
- (94) その概要は藤本‘前掲書’四八三-四九七頁、井上‘前掲論文’一五八-一六四頁参照。
- (95) Roser, S. 250f.
- (96) 拙稿‘二〇一一年’七四六-七四七頁。
- (97) H.-Ch. Petersen, „Expertisen für die Praxis. Das Kieler Institut für Weltwirtschaft 1933-1945“, in: Ch. Cornelissen / C. Mish (Hg.), *Wissenschaft an der Grenze. Die Universität Kiel im Nationalsozialismus*, 2. Aufl., 2010 (1. Aufl. 2009), S. 61f., S. 63-65.
- (98) G. Aly, *Volk ohne Mitte. Die Deutschen zwischen Freiheitsangst und Kollektivismus*, Frankfurt a.M. 2015, S. 135ff.
- (99) „Deutschland investigativ. NS-Vergangenheit. Braune Parlamentarier“, in: *Der Spiegel*, Bd. 8, 2016, S. 25. 立教大学の川瀬泰史氏から本記事をはじめ貴重な文献情報をお寄せいただいた。
- (100) G・アリー、芝健介訳『ヒトラーの国民国家』岩波書店、二〇二二年、二〇二八-三〇、七八三-一三二、三三〇-三四七-三四九頁。
- (101) 拙稿‘二〇一一年’八八六頁以下参照。
- (102) H. Maier, „Christlicher Widerstand im „Dritten Reich“. Eine Spurensuche“, in: K. Sauer (Hg.), *Widerstand im „Dritten Reich“. Kolloquium an der Staatsbibliothek zu Berlin im Mai 2014*, Frankfurt a.M. 2015, S. 94.

(おの きよみ・大阪大学名誉教授)

